

総会(総代会)後の事務処理について

組合は、総会(総代会)終了後、決算に基づき税務申告及び納税、認可行政庁並びに法務局に届出や申請等を行わなければなりません。

所管行政庁への決算関係書類等の届出や認可申請が行われていない場合、休眠組合とみなし、行政庁が解散命令を出す措置もありますのでご注意ください。

1) 税務申告及び納税

総会(総代会)で確定した決算に基づき税務計算を行い、所轄税務署、県、市町村に法人税、県民税、事業税、市町村民税及び消費税の確定申告を行い、納税します。

なお、青色申告の承認を受けている組合につきましては、申告期間を過ぎてしまうと承認が取り消されてしまい、欠損金の繰越控除や少額減価償却資産の一括償却などの特典が無くなってしまいますので、必ず期間内に申告と納税を行ってください。

2) 決算関係書類及び役員変更届出書の所管行政庁への提出

総会(総代会)終了後、2週間以内に決算関係書類を所管行政庁へ提出しなければなりません。

また、役員の変更があった場合、変更のあった日から2週間以内に役員変更届を所管行政庁へ提出しなければなりません。

決算関係書類提出書

<添付書類>

- ①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金の処分又は損失の処理案、
⑥監査報告書、⑦総会(総代会)議事録の謄本

役員変更届出書

<添付書類>

- ①変更した役員の氏名・住所、②変更の年月日及び理由を記載した書面
③理事会議事録の謄本(原本証明が必要)、④総会(総代会)議事録の謄本

なお、決算関係書類への総会議事録(総代会議事録)添付により役員変更届書への総会議事録(総代会議事録)添付を省略することができます。また、[役員全員が再選重任となり、役員の氏名又は住所に変更がない場合は、所管行政庁への役員変更届の提出は不要となります。](#)

(※役員全員重任の場合でも、代表理事の登記は必要となりますのでご注意ください。)

3) 定款変更の認可申請

総会(総代会)で定款を変更した場合には、速かに所管行政庁に定款変更認可申請をして認可を受けなければ効力が発生しません。[定款変更の認可申請を円滑に進めるため、事前に本会へご相談下さい。](#)

定款変更認可申請書

<添付書類>

- ①変更理由書、②変更箇所を記載した書面(新旧対照表)、
③定款変更を議決した総会(総代会)の議事録の原本及び謄本、
④定款変更前・変更後の事業計画書又は収支予算書(定款変更が事業の場合)

4) 登記の申請

代表理事の変更(重任を含む)や出資金の変更、定款の変更などによって登記事項証明書に記載がある事項について変更があった場合、変更登記申請をしなければなりません。

主な変更登記事項

- ①代表理事の変更、②出資の総口数及び払込済出資総額の変更、③組合名称の変更、④事業の変更、⑤地区の変更、
⑥公告の変更、など

なお、登記事項に変更が生じた場合、速やかに変更登記申請を行わないと、裁判所から代表理事個人あてに過料の請求が届く場合がありますので、ご注意ください。

不明な点については、本会までご連絡ください。